

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下「新告示」という。）別紙様式第五号（第一面及び第二面に係る部分に限る。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度又は中間事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度又は中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新告示別紙様式第五号（第三面及び第四面に係る部分に限る。）は、適用日以

後に終了する連結会計年度又は中間連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度又は中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。